

「資格確認書」の交付について

新たに組合員・被扶養者（以下「加入者」といいます。）の資格取得した方で、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録を行っていない方等には、「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を医療機関に提示することで、従来どおり保険診療を受けることが可能です。

資格取得届等によるご本人からの申請に基づき交付します。

資格確認書に関するQ & A

Q マイナ保険証を持っていますが、念のため資格確認書を持っておきたいのですが、交付してもらえますか。

A 資格確認書は、マイナ保険証を利用できない状況にある場合に交付するものですので、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情がない場合は、交付できません。

Q 子どもが修学旅行に参加する際にマイナ保険証を持たせることが心配なため、資格確認書を交付してもらえますか。

A 資格確認書は、マイナ保険証を利用できない状況にある場合に交付するものですので、交付できません。修学旅行等の学校行事に参加する際には、数日間に限られており、かつ、教師同伴のもと医療機関を受診することが考えられ、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者情報のPDFファイルを印刷したものや資格情報のおしらせ又はその写しを医療機関に提示してください。

Q 資格確認書を破損・紛失した場合は、再交付してもらえますか。

A 交付申請書により再交付できますが、マイナ保険証を利用できる場合は、マイナ保険証をご利用ください。

一般財団法人広島県職員互助会会員証の取扱いについて

マイナンバーカードの保険証利用により、共済組合員証が交付されなくなることに準じた取扱いとします。

1. 新規発行について

会員への紙媒体の互助会会員証の新規発行は原則行いません。

2. 今後の会員資格確認方法について（①～④のいずれかを提示する。資格情報のお知らせは使えません。）

① 共済組合員でマイナンバーカードを保険証として利用する会員

マイナポータル・保険者情報の「地方職員共済組合広島県支部」を提示することにより会員証に代えます。マイナポータルの閲覧ができない者については、申請書の提出により一年度に限り有効な会員証を発行します。

マイナポータルの画面

保険者が「地方職員共済組合広島県支部」であることを確認できる画面①

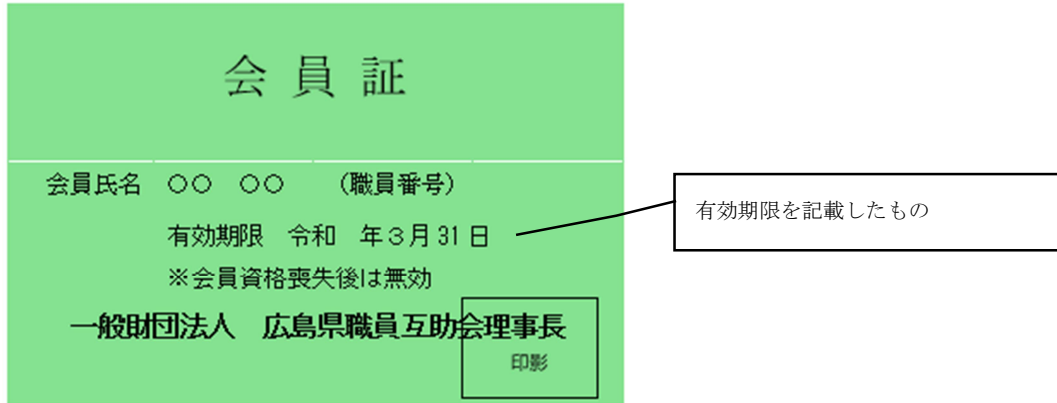
資格情報	
① この情報は画面下部から保存できます。	
区分	
交付年月日	
記号	地・広島
番号	000000
枝番	00
フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	
性別	
資格取得年月日	
本人・家族の別	
保険者番号	32340119
保険者名	地方職員共済組合広島県支部

保険者が「地方職員共済組合広島県支部」であることを確認できる画面②

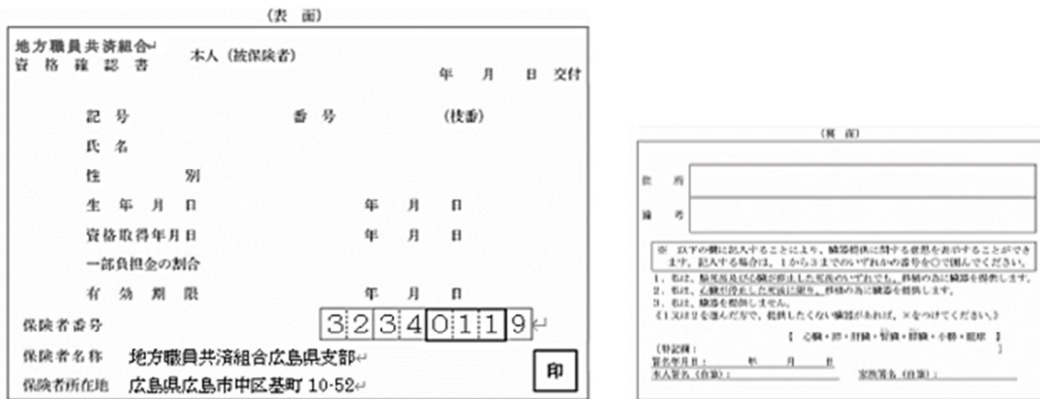
医療保険の資格情報	
保存日時 2024年12月1日 時点	
保険者名	地方職員共済組合広島県支部
保険者番号	32340119
記号	地・広島
番号	000000
枝番	00
氏名	〇〇 〇〇

「保存日時」のある画面の場合は、年度内であるものを提示

有効期限のある会員証（申請により発行）

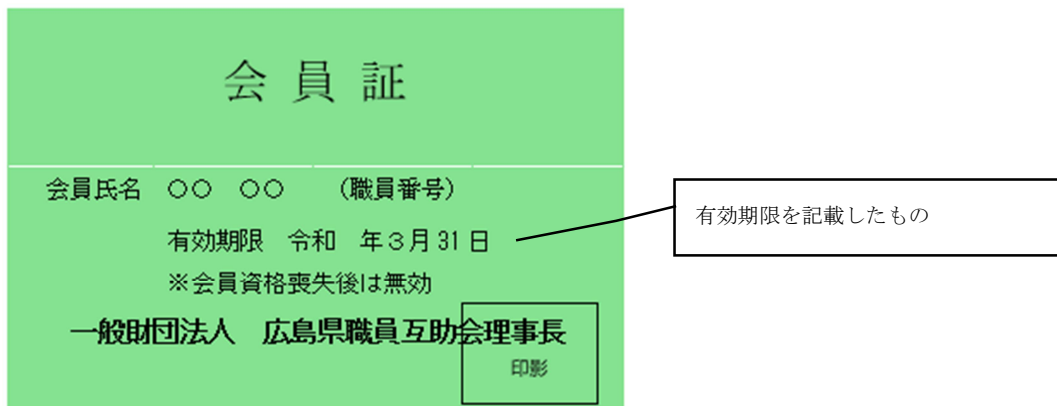


- ② 共済組合員でマイナンバーカードを保険証として利用しない会員
共済組合が発行する資格確認書（有効期限あり）の提示を会員証に代えます。



- ③ 健康保険が共済組合以外の会員（後期高齢者等）
令和7年度以降、一年度に限り有効な会員証を毎年度発行します。（手続き不要）

有効期限のある会員証（申請不要）



交通事故によるケガなどで病院に通う場合は 共済組合にご連絡を！

交通事故によるケガなどで医療機関に受診し、マイナ保険証等を使用する場合は、速やかに共済組合支部にご連絡いただく必要があります。

※ 地方公務員等共済組合法施行規程第 103 条において、届出を行わなければならないこととなっています。

届出がない場合はどうなるの？

組合員又は被扶養者の方が交通事故などで加害者からケガをさせられた場合は、その事故が職務上や通勤災害でなければ、原則的にマイナ保険証等を使って保険診療を受けることができます。

しかし、この場合の診療費などは、本来相手方が負担すべきものを、共済組合が一時的に立て替えることになるため、後日、共済組合から相手方（相手の加入している自賠責保険など）に請求することになります。

組合員又は被扶養者の皆様から共済組合支部に事故の連絡がなければ、共済組合支部は、事故の加害者に医療費を請求できません。

◆ 本来は加害者が負担すべき医療費を共済組合が負担することになり、こうした事例が増加すると、共済組合の医療費負担が重くなり、ひいては掛金率（いわゆる保険料率）の上昇につながり、組合員の皆様に不要な負担を求めることになります。

示談は慎重に！

示談は私的な解決方法ですが、合意のもとに成立すると、民法上の和解契約（第 695 条）として法的な拘束力を持ちます。もし、不利な示談をしてしまった場合は、共済組合は加害者に請求できなくなってしまい、立て替えた診療費は組合員の皆様から返還していただくこともありますので、示談する前に必ず共済組合にご連絡ください。

交通事故に該当するかの確認をさせていただく場合があります

レセプトから交通事故に該当すると思われる治療を受けた方等につきましては、共済組合の外部委託先の株式会社オークスから、交通事故などに該当するかの確認調査・損害賠償申告書等の提出依頼の文書がご自宅に届く場合がございますので、回答いただきますようご協力をお願いいたします。